

第一百二十六号議案

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

令和三年六月一日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百五十五号）
の一部を次のように改正する。

目次中「（第二百九条）」を「（第二百九条・第二百十条）」に改める。

第二百八条第一項中「特例介護給付費」と、「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」に改める。

第二百九条を第二百十条とし、第十七章中同条の前に次の二条を加える。

(電磁的記錄等)

十七条の四、第百七十条、第一百八十三条、第一百八十八条、第一百九十二条の十二、第一百九十二条の二十、第一百九十九条、第一百九十九条の十一、第一百九十九条の二十二並びに前条第一項において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項、第一百三条第一項（第一百八条の四において準用する場合を含む。）、第一百九十七条の四第一項（第一百九十九条の十一及び第一百九十九条の二十二において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第二百八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第五十五号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の改正に伴い、電磁的記録等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。